

令和6年度第3回労使間意見交換会

議 事 要 旨

1 日 時：令和7年3月18日（火）11:00 ～ 11:34 （34分）

2 会 場：秘書課研修室（本館7階）

3 出席者：

農林水産省	川 本 登	大臣官房秘書課長
同	武 部 真 也	大臣官房政策課食料安全保障室長
同	福 島 一	大臣官房地方課長
同	佐 藤 夏 人	大臣官房環境バイオマス政策課長
同	玉 置 賢	大臣官房統計部管理課長
同	尾 崎 道	消費・安全局総務課長
同	三 嶋 英 一	輸出・国際局総務課長
同	三 上 卓 矢	農産局総務課長
同	日 向 彰	経営局総務課長
同	山 里 直 志	農村振興局総務課長
同	水 野 秀 信	水産庁漁政課長
同	浪 岡 耕 一	大臣官房秘書課人事調査官
同	藤 本 富士王	大臣官房秘書課人事企画官
全農林労働組合中央本部	関 真 寿	書記長
同	立 花 賢 司	組織教宣部長
同	西 山 幸 宏	調査交渉部長（非現業担当）
同	千 葉 信 弘	調査交渉部長（独法担当）

（藤本秘書課人事企画官）

ただいまから、令和6年度第3回労使間意見交換会を開催する。

開会に当たり、川本秘書課長から今回の労使間意見交換会の趣旨について説明する。

（川本秘書課長）

本年1月28日に第2回労使間意見交換会を開催し、令和7年度農林水産予算概算決定、組織・定員を議題として意見交換を行ったが、その際の職員団体の皆さんの御要望も踏まえ、4月以降の業務運営上の諸課題等を議題として意見交換したいと考えている。

限られた時間ではあるが、有意義な意見交換としたいので、御協力をお願いする。

（藤本秘書課人事企画官）

それでは、意見交換を始めるに当たり、出席者を紹介する。当局側として、川本秘書課長、武部政策課食料安全保障室長、福島地方課長、佐藤環境バイオマス政策課長、玉置統計部管理課長、尾崎消費・安全局総務課長、三嶋輸出・国際局総務課長、三上農産局総務課長、日向経営局総務課長、山里農村振興局総務課長、水野水産庁漁政課長、浪岡秘書課人事調査官、それに秘書課人事企画官の藤本である。

職員団体側として、関書記長、立花組織教宣部長、西山調査交渉部長（非現業担当）、千葉調査交渉部長（独法担当）である。

（関書記長）

今ほど、2025 年度予算概算、組織・定員を踏まえた 4 月以降の業務運営に関する課題・問題点に対する当局見解及び地方組織における業務の見直しが示されたところである。

前回の労使間意見交換会でも申し上げたように、改正基本法を踏まえた農林水産業をめぐる諸課題に的確に対応するためには、本省・地方組織が一体となって施策を推進するための体制強化と現場と農政を結ぶバランスの良い人員配置が極めて重要となる。

そのため、私たちは、第 2 回労使間意見交換会での論議を踏まえ、4 月以降の業務運営に関する課題等について意見集約を行ったところ、短期間の取組ではあったが数多くの意見が報告されたところである。

それでは、示された内容について、担当より何点か伺う。

（西山調査交渉部長）

はじめに、地方農政局等・地域拠点について伺う。

2025 年度の当初予算は、今年度当初予算より微増にとどまっているが、改正基本法に基づく施策を着実に実施するため、十分な予算を配分すること。

（福島地方課長）

改正基本法を踏まえ、今後策定する新たな食料・農業・農村基本計画に基づく施策を現場段階で着実に実施する予算については、必要額の確保に努め、業務に支障が生じないよう各官署からの要望を踏まえながら予算を配分してまいりたい。

（西山調査交渉部長）

改正基本法に基づく施策を着実に実行出来る業務体制を確立するとともに、職務を効果的に行うための能力や知識を向上させる研修等を開催すること。

（福島地方課長）

改正基本法を踏まえ、今後策定する新たな食料・農業・農村基本計画に基づく施策を現場段階で着実に実施するため、地方参事官室に求められる役割を踏まえ、関係部局と連携し、必要な人員配置や体制整備に努めてまいりたい。

これまで、地域拠点職員を対象に、改正基本法に関する内容を含め施策研修を行ってきたところであるが、今後策定する新たな食料・農業・農村基本計画に基づく施策を現場段階で着実に実施するため、引き続き、能力や知識を習得する研修等について、関係部局と連携し、実施してまいりたい。

（西山調査交渉部長）

食料安全保障の強化や改正基本法を踏まえ、農業の構造転換に向けた施策を初動 5 年間で集中的に実施するため、新たな事業や既存業務が増加する一方、人員は削減されていることから、業務量に見合った人員を配置すること。

（川本秘書課長）

新たな事業や既存業務の業務量増加に係る人員の配置については、各職場の課題等を的確に把握するとともに、本人の希望調書による意向や組織全体のバランス等を総合的に勘案し、適切に対応してまいりたい。

（西山調査交渉部長）

地域拠点の高齢化が進んでいることから、若手職員を複数名配置し、組織の維持・活性化を図ること。

（川本秘書課長）

地方組織における若手職員の配置については、地方農政局等の維持・活性化を図るため、各地方農政局等と連携し、計画的な配置に努めているところである。令和5年4月には全地域拠点への若手職員の配置を完了しており、引き続き農政局等と連携して全地域拠点での複数名配置を目指してまいりたい。

（西山調査交渉部長）

地域拠点では、フルタイム再任用を希望しても短時間再任用となっていることから、定数を確保し本人の希望どおりのフルタイム再任用を実現すること。

（川本秘書課長）

フルタイム再任用の配置については、職員が培ってきた知識・経験を有効に活かせるよう、各部局の欠員状況を踏まえつつ、人事企画の中で他の人事と同様に、本人の希望や業務経験等を総合的に勘案しながら、雇用と年金の接続が確実に行われるよう対応してまいりたい。

（西山調査交渉部長）

統計業務についてである。

統計調査の専門調査員化や民間委託にあたっては、統計の精度を維持できるよう十分な検討を行うこと。

（玉置統計部管理課長）

統計調査の見直しに当たっては、適正な品質が確保された統計が作成されるよう、試行調査・研究を計画的に実施しており、令和7年度においては、①農畜産物生産費統計に関して AI 等を活用した業務の効率化手法の開発、ナッジ手法を活用した調査票・記入例の検討等の取組、②耕地面積調査に関して人工衛星画像の活用により統計値を作成する新たな調査手法の研究に取り組むこととしている。

（西山調査交渉部長）

統計調査の民間委託に伴い発生する事前準備等の負担軽減を行うこと。また、上部機関からの照会や補完調査が発生しないよう、十分に検討し民間委託すること。

（玉置統計部管理課長）

民間委託に当たっての引継等の事前準備は、適正な品質が確保された統計を作成するた

めに不可欠なものであるが、作業に手戻りがないよう担当課長会議等を通じて丁寧に説明するなど職員の負担が過重とならないよう進めてまいりたい。

また、委託事業者が確実に調査を履行できるよう、本省において適切にマニュアルを整備する等、実施環境をできる限り整備し対応してまいりたい。

（西山調査交渉部長）

専門調査員の確保が年々困難となっていることから、調査員手当の増額、調査内容の簡素化など、専門調査員の確保に向けた対策を行うこと。また、離島や山間地などの専門調査員の確保が難しい地域で専門調査員を確保する対策を行うこと。

（玉置統計部管理課長）

令和7年度の専門調査員の運用に必要な予算については、要求額を確保し、農林水産統計の見直しを進める中であって、専門調査員調査が円滑に実施できるよう調査に見合った専門調査員手当単価としたところである。

また、安定的に専門調査員を確保するため、幅広い年齢層へのアピールを目的に SNS 等を活用した裾野を広げる募集活動を開始しているところであり、引き続き、業務に必要な専門調査員の安定的な確保に努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

広域監視官による監視業務についてである。

食品アクセス関連業務など消費・安全局が所管する業務について、地方参事官室の関わりを示すこと。

（尾崎消費・安全局総務課長）

食品アクセス関連業務については、本年1月に、本省から説明を行ったとおり、必要に応じて、①「地域協議会」への同行・代理出席や、体制づくり等の推進に向けた地方自治体等との意見交換、②管内のフードバンク等との現状・課題の意見交換や、管内のフードバンク等への支援策や先進事例などの情報提供、③「食品アクセスの確保に向けた地域の取組報告会」に向けた管内のフードバンク等へのヒアリング、④食品事業者等へのイベントや、「フードバンク活動団体一覧」などの周知を行っていただくことを通じ、地域の体制づくり推進やフードバンク等の機能強化、食品事業者等からフードバンク等への寄附促進を図ってまいりたい。

（西山調査交渉部長）

適合施設の認定に関する業務について、業務をどのように集約し、どの業務と一体的に実施するのか、具体的な見直し策を示すこと。

また、専門知識を持った職員がいないことから、円滑な業務の実施に向けた体制整備を図ること。

（三嶋輸出・国際局総務課長）

これまで紙ベースだった申請受付や手数料徴収等を一元的な輸出証明書発給システム上で実施できるようにすることで効率化を推進したところであり、同システムを利用する輸出証明書の交付業務と一体的に実施してまいりたい。また、引き続き、地方農政局等職員

に対する業務内容に関する説明会の開催等を通じて、業務運営の体制等を整備してまいりたい。

（西山調査交渉部長）

経営所得安定対策業務についてである。

経営所得安定対策業務が年々複雑化し、確認作業が増加していることから、業務に必要な人員の配置及び業務の効率化を図ること。

（三上農産局総務課長）

経営所得安定対策等業務については、これまでも全国の地域拠点職員が参加し定期的開催している業務の効率化に向けたWT等における意見及び各地方農政局等から集約した業務の効率化に係る意見等を踏まえ、業務内容や確認方法の見直し等、業務の効率化を図ってきたところであり、引き続き、業務の効率化・標準化に向けて十分に検討してまいりたい。

また、業務に必要な定員については、現場の業務の状況を踏まえて、非常勤職員の雇用や再任用職員の配置も含め、引き続き業務量に見合う人員の確保に努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

経営所得安定対策業務の遂行に必要な非常勤職員の雇用経費については、現場の要請を踏まえ予算を配分すること。

（三上農産局総務課長）

経営所得安定対策等に係る業務遂行に必要な庁費等を含む令和7年度予算については、対前年5%増の11.5億円となり、必要な額の確保が出来たところである。引き続き、非常勤職員の雇用経費等、業務遂行に必要な予算を確保してまいりたい。

また、各地方農政局等への予算配分については、現場からの要請も踏まえ、対前年増の庁費を配分する方針である。

（西山調査交渉部長）

野菜価格安定対策に関する業務について、定員削減により人員が減少していることから、具体的な業務の見直し案を示すこと。

（三上農産局総務課長）

野菜価格安定対策に係る業務については、野菜経営の改善に資するものであるが、近年、同対策の補給金支払額の実績が減少していることを踏まえ、当該業務を農政調整官（野菜経営担当）や野菜関係の他の係による兼務により、制度の円滑な推進と事務の効率化を図ることとしている。

今後とも課員の負担軽減に配慮しつつ、園芸特産課における業務量や現場実態を勘案した上で、円滑な業務運営となるよう、必要な要員の確保に努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

フードバンク事業関連の指導・連絡調整業務について、地域拠点で行う業務を明確に示すこと。

（尾崎消費・安全局総務課長）

フードバンク関連業務に関しては、本年１月に、本省から説明を行ったとおり、①管内のフードバンク等との現状・課題に関する意見交換や、管内のフードバンク等への支援策や先進事例などの情報提供、②「食品アクセスの確保に向けた地域の取組報告会」に向けた管内のフードバンク等へのヒアリング、③食品事業者等へのイベントや、「フードバンク活動団体一覧」などの周知をお願いしたいと考えている。

（西山調査交渉部長）

地方参事官室業務についてである。

食料安全保障の強化に係る業務について、地域拠点での体制及び業務を早急に示すこと。また、業務に必要な人員を配置すること。

（武部政策課食料安全保障室長）

食料供給困難事態対策法について、生産者をはじめ関係事業者など国民の皆様には法律の目的や内容について御理解いただく必要があるとの観点から、現場により近い地方参事官室をはじめ農政局において様々な機会を捉え、国民の皆様への説明・意見交換に係る業務を行っている」と承知している。

当該業務については、新たな農林水産施策を現場段階で着実に実施するという地方参事官室に求められる役割を踏まえ、引き続きの対応をお願いしたいと考えている。

今後も現場で説明しやすいパンフレットの作成などを通じて、説明しやすい環境整備に努めるとともに、関係部局とも連携し、必要に応じて、人員配置等に努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

農林水産物・食品の輸出促進に係る業務について、農林水産物・食品の輸出が拡大していることから、地域拠点における具体的な業務を明確にすること。また、必要な人員を配置すること。

（三嶋輸出・国際局総務課長）

農林水産物・食品の輸出促進については、輸出事業者の掘り起こしや輸出支援を行うGFP等を通じた個別事業者等の輸出が軌道に乗るための支援、輸出産地形成・育成に係る支援、事業者等からの輸出相談窓口対応業務を行うこととしており、円滑な業務運営となるよう関係部局と連携し、必要な人員配置や体制整備に努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

クロスコンプライアンス業務の本格実施に向けて、地域拠点に必要な人員を確保すること。また、来年度から申請等の確認業務の試行が行われることから、地域拠点での体制や具体的な業務内容を明確にすること。

（佐藤環境バイオマス政策課長）

令和７年中においては、クロスコンプライアンスの確認作業についてのモデル実施を行い、マニュアル化を進めていくこととしており、令和９年度から本格実施に向け、円滑な業務運営となるよう関係部局と連携し、必要な人員配置や体制整備に努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

国庫帰属農地の確認業務について、地域拠点で実施することとなっているが、効率的に行う体制整備や業務に必要な人員を配置すること。

（日向経営局総務課長）

国庫帰属農地の確認業務は、地方農政局と地域拠点とが連携して行うもので、地域拠点は事前に対応可能なものを地方農政局と調整して行うなど、他の業務に支障が生じないよう対応してまいりたい。

地方農政局については、これまでも業務に必要な定員を確保してきており、令和6年度組織定員要求において国庫帰属農地管理官7名（各地方農政局×1名）、令和7年度組織定員要求においても国庫帰属農地処分係長1名（関東農政局）の増員が認められたところである。

今後も、相続土地国庫帰属制度に係る業務の効率化を図りつつ、必要な定員・人員の確保に努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

次に、国営土地改良事業所等についてである。

人員減による超過勤務や災害対応の増加が見込まれるなか、超過勤務予算は十分な予算となっているのか。また、業務に必要な旅費、庁費、超過勤務予算を配分すること。

（山里農村振興局総務課長）

超過勤務手当及び事務経費等については、令和7年度定員や、近年の予算執行状況等を勘案し、業務遂行に支障が生じることのないよう必要な予算を確保しているところであり、各事業所等において円滑な業務遂行が図られるよう適切な予算配分に努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

予算の確保にあたっては、補正予算ではなく当初予算で確保すること。

また、事業に必要な予算は確実に配分すること。

（山里農村振興局総務課長）

令和7年度当初予算については、農業の持続的な発展を図るための農地、農業水利施設の整備等に必要な額を措置するとともに、現下の情勢に鑑みて、補正予算において必要な対応を重点的に取ることにより、効果的な施策の推進を図っているところである。

なお、近年においては、繰越に係る申請書類の簡素化や財務局による承認審査の迅速化など、予算執行手続の合理化が図られているところであり、地方農政局担当課とも調整しつつ、効率的な予算執行をお願いする。

（西山調査交渉部長）

予算・業務量に対して人員が不足していることから、欠員を補充するとともに、業務に必要な実員を配置すること。

また、超過勤務縮減に向けた実効ある対策を実施すること。

（山里農村振興局総務課長）

事業所等の人員については、各地方農政局の実員の実情及び事業所の業務量等を勘案の上、必要な人員を配置しているところである。

加えて、新規採用や経験者採用の確保、定年の引上げにより増加するシニア職員の知識・経験等を活用した適切な配置などにより、事業所等における業務の遂行に支障が生じないよう、人材の確保及び適切な人員配置に努めてまいりたい。

また、超過勤務縮減に向け、日頃から管理職員が部下職員の勤務実態等を的確に把握した上で業務の削減・効率化に積極的に取り組むとともに、組織マネジメントを行っていくことが重要と考えており、超勤上限時間や職員の健康管理を十分意識した上で、引き続き実効性のある超過勤務縮減対策が講じられるよう徹底してまいりたい。

（西山調査交渉部長）

災害対応等に人員が集中しないよう、通常業務の実施に必要な人員を確保すること。

（山里農村振興局総務課長）

自然災害の激甚化・頻発化等に伴い、災害対応業務が増加しているところであるが、通常業務に支障が生じないよう適切な人員配置や体制整備に努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

慢性的な人員不足のため、若手職員の指導・育成に十分に対応できないことから人員を増やすこと。

また、若手育成にあたっては、現場任せでは十分な指導ができないことから、組織として指導する体制を構築すること。

（山里農村振興局総務課長）

事業所等の人員については、各地方農政局の実員の実情及び事業所の業務量等を勘案の上、必要な人員を配置しているところである。

加えて、新規採用や経験者採用の確保、定年の引上げにより増加するシニア職員の知識・経験等を活用した適切な配置などにより、事業所等における円滑な業務の遂行に支障が生じないよう、人材の確保及び適切な人員配置に努めてまいりたい。

なお、若手職員については、引き続き、研修等を通じて計画的な人材育成に努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

次に、植物防疫所についてである。

物価が高騰しているとともに、新規業務や検疫業務等が増加していることから、業務遂行に必要な旅費・庁費予算を配分すること。

（尾崎消費・安全局総務課長）

業務運営に必要な予算については、令和7年度においても必要額を確保したところであり、配分も含め適切に対応してまいりたい。

（西山調査交渉部長）

国際線航空便や外航クルーズ船の増加など、業務量が増加していることから、欠員を補充するとともに、業務に必要な人員を配置すること。

（尾崎消費・安全局総務課長）

人員の配置については、限られた人員を各所の業務状況等を勘案して配置しているところである。今後とも業務量等を的確に把握し、業務分担、配置等を工夫して特定の職員に負担が偏らないよう配慮するなど、円滑な業務運営に努めてまいりたい。なお、若手育成に当たっては、これまでも組織として研修等により教育・習熟の機会を設けてきたところであり、今後も同様の機会を活用できるようにしてまいりたい。

また、若手職員の配置に当たっては、経験の有無等も考慮した配置に努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

次に動物検疫所についてである。

物価、人件費が高騰していることから、非常勤職員の雇用経費を含め業務実施に必要な庁費予算を確保すること。

（尾崎消費・安全局総務課長）

庁費予算については、業務に支障が生じないよう必要額を確保したところであり、適切な予算執行を図ってまいりたい。

（西山調査交渉部長）

慢性的な人員不足となっていることから、欠員を補充するとともに業務量に見合った人員を配置すること。

（尾崎消費・安全局総務課長）

実員の配置に支障が生じないよう、新規採用者の確保に努め、既卒者も採用しているほか、育児休業職員代替の任期付き職員を採用しているところである。今後とも、人員の配置については、各所の業務執行体制、業務量等を十分精査した上で適切に対応するとともに、的確な業務が実施できるよう最大限の努力を行う考えである。

（西山調査交渉部長）

国内防疫支援にあたっては、特定の職員に過度な業務負担とならないよう業務調整を行うこと。

（尾崎消費・安全局総務課長）

国内の家畜伝染病発生時の防疫支援については、全所を挙げて取り組んでいるところであり、今後も特定の者の負担が過大にならないよう留意して対応してまいりたい。

（西山調査交渉部長）

次に、漁業調整事務所についてである。

燃油、各種資材が高騰しているにも関わらず、船舶運航費が減額されていることから、取締業務及び船舶の安全運航に必要な予算を確保すること。

（水野水産庁漁政課長）

船舶運航費については、取締船の安全航行に係る経費（修繕費や物品役務費等）など、監督官や乗組員の安全を第一に、取締船の効率的な運航を図り、取締業務に支障が生じないよう必要な予算を確保したところであり、適正な予算執行を図ってまいりたい。

（西山調査交渉部長）

漁業取締船による円滑な取締業務と安全確保のため、代船建造費を確保すること。

（水野水産庁漁政課長）

令和６年度補正予算において、漁業取締船「白鷺」の代船建造費を確保したところであり、引き続き必要な代船建造費の確保に努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

漁業監督官の複数乗船体制について、いまだに１人乗船の実態にあることから、複数乗船に必要な人員を配置すること。

（水野水産庁漁政課長）

漁業取締体制を強化するとともに漁業取締時の安全を確保するため、複数乗船体制の確立を目指して、引き続き定員確保に努めてまいりたい。

また、ここ数過年度に渡り、水産庁・漁業調整事務所の技術系・事務系の係長級職員の採用に向けた公募を行っており、令和７年度においても引き続き業務の実態に見合った人員の確保に努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

若年退職を防止するため、必要な対策を行うこと。

（水野水産庁漁政課長）

採用活動においては、魅力ある職場として今まで以上に積極的に広報するとともに、水産庁の全ての職員が「やりがい」を感じ、充実した気持ちを持って働くことができるよう業務の見直し・効率化の推進、柔軟な働き方の推進、超過勤務の縮減など職場環境の改善を図っているところである。また、若手職員を対象にパルスサーベイを試行しており、職員の健康状況や職場・仕事などに対する満足度について、人事担当者がリアルタイムで職員の状況変化を追い、必要に応じて面談を行うなど、メンタルヘルス不調を未然に防止しているところである。

（関書記長）

４月以降の地方組織における業務運営の課題に対して、一定の見解が示されたところである。しかし、職場では定員純減が続くなか、新たな農林水産施策への対応が求められていることから、今回示された見解に基づき、本省関係部局と各地方組織が十分に連携を図り、万全な対策・対応を講じていただきたい。

また、４月以降の円滑な業務運営に向けて、現場段階で改善を図る課題も多く出されていることから、

- ・ 業務運営にあたっては、各管理者が日常的に職員とコミュニケーションを図り、業務分担や業務計画の進捗状況を把握し、的確に工程管理や業務マネジメントを行うこと。
 - ・ 改正基本法及び年度内の策定に向け検討が進められている基本計画など、農林水産業を巡る諸課題に的確に対応するため、職員の意見を十分に踏まえ実効ある業務の見直し・効率化を行うこと。
 - ・ 超過勤務の縮減にあたっては、厳格な勤務時間管理のもと、事前命令の徹底を図ること。また、上限時間の規制を完全に遵守した上で、実効ある超過勤務縮減対策を講ずること。さらに、超過勤務手当は全額支給すること。
 - ・ 各分会から関係当局に対し、職場段階で円滑な業務運営を行うための要請書を提出するので、現場の意見を真摯に受け止め誠意を持って対応すること。
- を強く求める。

（川本秘書課長）

本日の議論については真摯に受け止めさせていただく。

まず、業務運営全般については、管理職のマネジメントの下、適切なコミュニケーション等を通じて、業務運営状況を把握しながら、業務の見直し・効率化を着実に進めつつ、計画的な業務運営に取り組むこととしたい。

また、超過勤務については、人材情報統合システムを活用し、勤務管理者が職員個々の超過勤務の内容及び所要時間を事前に把握した上で、必要最小限の超過勤務とするよう、その必要性を見極めるとともに、やむを得ず超過勤務を命じる場合においても、事前命令を徹底しているところである。

最後になるが、改正基本法及び新たな食料・農業・農村基本計画による各種施策や農林水産業を取り巻く諸課題に的確に対応するため、本省と地方機関が一体となって対応していく所存である。

（藤本秘書課人事企画官）

以上をもって、令和6年度第3回労使間意見交換会を終了する。

以 上